

経済条件通知書のご説明

■ 経済条件通知書とは？

経済条件通知書とは、送金手数料や精算方法等についてお知らせする資料です。

下記の用語説明と照らし合わせてご覧ください。

■ 記載内容について

(1) 負担先（手数料の負担者）

記載の送金手数料は、送金時に預かり消費税から控除されることにより、**受取人（免税客様）の費用負担**となります。

*免税店様のご要望があれば、送金手数料の全てまたは一部を、送金人（免税店様）負担に設定変更することも可能ですので、適宜、お申し付けください。

(2) 送金手段

- ・ **現在、利用可能な送金手段**を表示しています。**追加の送金手段**（American Express 等カードブランド、WeChat Pay、銀行送金）についても順次提供開始し、事前にお知らせ致します。

(3) 送金手数料の明細

- ・ 送金手数料の明細と計算式は以下の通りです。

	費用の明細	費用の説明	計算方法	内容
①	データ処理基本費用 Transaction Fee	送金手続に必要なシステム利用・事務処理の基本費用	送金 1 件ごとに 定額	送金手段に関わらず適用
②	データ処理費用 Processing Fee	免税データの処理にかかる費用	預かり消費税× 料率	送金手段に関わらず適用
③	中継送金費用 Intermediary Remittance Fee	カード会社・銀行等の外部接続先金融機関へ支払う費用	[預かり消費税－①－②] × 料率	受取人が選択した送金手段に応じて適用

(4) 利用可能額

- ・ 後払い方式（立替払い方式。当社が旅行者へ返金を立替払いし、後日、免税店様へご精算請求を行う方式）をご利用の場合は、**月間の利用可能額**を記載しています。
- ・ 月間利用可能額を超えた送金は翌月へ繰り越され、翌月の利用可能額の範囲内で順次送金されます。
- ・ なお、先払い方式（都度払い方式。送金人による当社への振込をもって受取人への送金を都度実行する方式）の場合、利用可能額の定めはなく、記載ございません。

(5) 精算方法と支払条件

- ・ 後払い方式の場合、立替金の精算方法と支払条件について記載しています。
- ・ 先払い方式の場合、立替金の精算方法や支払い条件がないため、記載ございません。

ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお気軽にお問い合わせください。